

姫 監 公 表 第 8 号

令和 8年 5月 26日

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	白 井 義 一
同	山 口 悟

令和7年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 観光経済局（前期）定期監査並びに関係指定管理者監査及び関係補助金等
交付団体監査結果報告書
- 2 観光経済局（後期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 3 消防局定期監査結果報告書
- 4 選挙管理委員会事務局定期監査結果報告書
- 5 こども未来局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書

令和7年12月10日から令和8年3月23日まで

イ 指定管理者監査

監査事務局及び現地

(ア) 社会福祉法人姫路市社会福祉事業団

令和8年1月14日から同年3月23日まで

(イ) 神姫バス・しんきエンジェルハート共同事業体

令和8年1月23日から同年3月23日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。

ア 収入関係事務

(ア) 放課後児童健全育成事業受益者負担金（こども総務課）

(イ) 放課後児童クラブ傷害保険料（こども総務課）

(ウ) 児童手当返還金（こども支援課）

(エ) 児童扶養手当返還金（こども支援課）

(オ) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金返還金（こども支援課）

(カ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入（こども支援課）

(キ) 子育て短期支援事業受益者負担金（子育て支援室）

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。

早期徴収に努められたい。

(2) 指定管理者監査

ア 社会福祉法人姫路市社会福祉事業団

監査の結果、適正に管理運営されているものと認めた。

イ 神姫バス・しんきエンジェルハート共同事業体

監査の結果、適正に管理運営されているものと認めた。